

一般社団法人とんペディア 会員規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人とんペディア（以下「当法人」という。）の定款第2章の規定に基づき、会員の入会、退会、会費及び会員の権利義務等に関する細則を定めるものとする。本規程と定款の規定に矛盾がある場合、定款の規定を優先する。

第2章 入会手続

第2条 (入会手続)

1. 当法人に入会しようとする者は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、当法人の所定の窓口宛に提出するものとする。
2. 前項の申込みを受けた場合、当法人は審査を行い、入会の可否を通知する。
3. 入会が承認された会員に対し、第3条に定める会費が有料の場合、当法人は支払い方法を指定し通知する。当該決済の完了を当法人が確認した時点をもって入会とする。
4. 入会が承認された会員に対し、第3条に定める会費が無料の場合、当法人が承認を通知した時点をもって入会とする。

第3章 会費及び支払方法

第3条（会費）

定款第7条第2項の規定に基づき、会員の会費（年額）は以下のとおりとする。なお、入会金は全種別において無料とする。

- (1) 正会員：別途会員総会で定める額
- (2) 賛助会員（法人）：1口につき 40,000 円（年間一括支払い）
- (3) 賛助会員（個人）：1口につき 20,000 円（年間一括支払い）
- (4) 特別会員：無料

第4条（会費の支払方法）

1. 会費は、当法人が指定する方法により、毎年度支払うものとする。
2. 当法人が支払い方法を追加、変更、又は廃止する場合、理事会の決議を経て、変更の効力発生日の1か月前までに当該会員に対し通知するものとする。
3. 会員が会費の口数を追加又は変更する場合、当法人に対し所定の方法により届け出るものとする。
4. 銀行振込による支払いの場合、振込手数料は当該会員の負担とする。
5. 当法人が発行する請求書に基づいて支払う場合、支払期限は請求書発行日から1か月以内とする。
6. 会員期間が1年に満たない状態で退会又は資格喪失した場合であっても、当該年度の会費は全額を支払うものとし、既納の会費は当法人の責めに帰すべき事由がある場合を除き返還しない。

第5条（会員資格の有効期間及び自動更新）

1. 会員資格の有効期間は、入会日を起算日として1年間とする。
2. 期間満了日の1か月前までに、定款第8条に定める退会予告がない場合、会員資格は更新時点における本規程及び当法人が定める条件に従い、1年間自動的に更新されるものとする。
3. 当法人は、次年度の会費額、支払方法、又は会員の権利義務に関する重大な変更がある場合、期間満了日の2か月前までに会員に通知しなければならない。
4. 自動更新された場合、会員は次年度の会費を、入会日に相当する日（当該日が暦上に存在しない場合はその月末日）までに支払わなければならない。

第4章 義務及び資格喪失

第6条（届出事項の変更）

1. 会員は、その名称、住所、連絡先等、入会申込時に届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当法人に届け出なければならない。
2. 前項の届け出を怠ったことにより会員が不利益を被った場合、当法人はその責任を負わない。

第7条（資格の喪失）

会員が定款第10条各号の規定に該当したときは、その資格を喪失する。なお、定款第9条第3号に基づく「1年以上の会費滞納」による除名については、理事会による督促後も支払いに応じない場合に、会員総会の決議に付すものとする。

第5章 特典

第8条 (特典)

1. 当法人は、賛助会員に対し以下の特典を提供する。
 - (1) 当法人公式 Web サイト上への当該会員名の掲載
 - (2) その他、個別の契約により合意した事項
2. 当法人は、特別会員に対し以下の特典を提供する。
 - (1) 個別の契約により合意した事項

第6章 規程の改正

第9条 (規程の改定)

1. 本規程の改定は、理事会の決議をもって行う。
2. 本規程を改定した場合、当法人は各会員に対して改定内容を遅滞なく通知する。

第10条 (改正への不同意)

1. 会員が前条又は第4条第2項(支払方法の変更)による改定・変更に同意しない場合、当該改定等の効力発生日の前日を退会日として退会することができる。
2. 前項による退会を希望する会員は、改定等の通知受領後、速やかに当法人へ通知しなければならない。

第 11 条（施行）

本規程は、2026 年 5 月 1 日より施行する。